

平成29年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

3、7

(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

〔 目 次 〕

実地指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？	1
サービス提供の算定の可否について	4
訪問介護計画の作成等にあたっての留意すべきことは？	7
集合住宅減算について	11
【訪介】勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法について	13
【定期】出張所（サテライト事業所）の設置の緩和について	14
よくある質問・留意事項について	17
【定期】総合マネジメント体制強化加算についての指導事項は？	21
通知集について	22
介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請の手続きについて	29

【注】各サービスに該当する項目及び記載内容については、以下のとおり表示しています。

なお、特に記載のないものは、全サービス共通です。

訪介	(介護予防)訪問介護
訪入	(介護予防)訪問入浴介護
定期	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間	夜間対応型訪問介護

平成 29 年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

実地指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？

平成 28 年度に実施した実地指導における指摘事項の概要をお示しします。

1. 運営規程及び重要事項説明書に関すること

- (1)【訪介】平成 27 年 4 月報酬改定時の利用料金に係る同意の内容のうち、身体介護に引き続き生活援助を行う場合の料金の記載が漏れている。
- ☞ 利用料等の受領には、利用者又はその家族へ書面を交付の上、変更となる利用料金の説明を行い、同意を得る必要があります。介護報酬の改定があった際には、必ず漏れなく改定後の金額に変更されているか確認の上、利用者へ交付等を行ってください。
- (2)【入浴】運営規程の内容(サービスの利用に当たっての留意事項)に不十分な箇所がある。
- ☞ 運営規程に定めるべき「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目に、利用者が指定(介護予防)訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を記載してください。

2. 勤務体制の確保に関すること

- (1) 事業所が作成する勤務表に、不十分な箇所がある。
- ☞ 事業所ごとに月ごとの勤務予定表及び実績表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係(障害福祉サービス事業等)、常勤換算後の員数等を明確にしてください。管理者とサービス提供責任者又は訪問介護員との兼務は「B」、サービス提供責任者と訪問介護員との兼務は「A」又は「C」となります。(居宅介護事業等との兼務は「B」又は「D」)
- ただし、従業者が別事業所(併設の有料老人ホーム等)の職種と兼務している場合は、法人として常勤で雇用されている従業者でも、勤務時間を区分した結果、当該事業では「非常勤」扱いとなり、勤務形態は「C(非常勤専従)」又は「D(非常勤兼務)」となることに留意してください。なお、人員基準上配置が必要とされている常勤サービス提供責任者は、別事業所での勤務は出来ませんのでご注意ください。
- 『平成 28 年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》』資料 P 6 ~ 7 も確認してください。
- また、(介護予防)訪問入浴介護の勤務表においては、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係のほかにサービス提供責任者である旨等を明確にしてください。

市条例第 54 条第 4 号「サービスの提供の責任者」をいいます。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

3. 訪問介護計画(介護予防訪問介護計画を含む)の作成に関すること

(1) アセスメントを実施していない(又はその記録がない)

- ☞ アセスメントとは、サービス提供責任者が、訪問介護計画の作成に当たって利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにするものです。訪問介護事業者は、介護支援専門員の行ったアセスメントに加え、訪問介護サービスを提供する立場で必要な状況を把握するためにアセスメントを行う必要があります。また、アセスメントを行った際には、必ず記録し、保管してください。特に、算定されているサービス行為についてアセスメントが出来ていない事例も指摘事項として上がっています。(例 ケアプラン原案には洗濯の必要性について記載されているが、訪問介護事業所が行ったアセスメントにはIADLの洗濯についての情報が記録されていない。)

4. サービスの具体的取扱い方針に関すること

(1)【定期】定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、随時訪問サービスの具体的な内容が記載されていない事例が散見される。そのため、随時対応サービスで受ける利用者からの通報において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の随時訪問サービスで対応すべき内容と、そうでない内容との区別が書面で確認できない。

- ☞ 随時訪問サービスについても、その具体的内容等を記載すること。特に、貴事業所の利用者は、実地指導日現在、全員が貴法人が運営する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅であることから、介護保険給付適用となる随時訪問サービスの内容が明確に区別できるよう記載すること。

(2) 緊急時等及び衛生管理等における対応マニュアルの内容の一部について、利用者が法人が運営している有料老人ホーム入居者限定の場合のみのマニュアルとなっている。

- ☞ 現時点での利用者がすべて同法人が経営している事業所隣接の施設の入居者であっても、その入居者のみを対象としているマニュアルでは十分ではないため、外部の利用者の緊急時等及び衛生管理等にも速やかに対応できるよう、マニュアルを見直し、居宅での対応フローを作成するなど、事業に合わせた内容に見直してください。

(3)【定期】実際には提供しているサービスをサービスの提供の記録に記載していない事例がある。聴取によると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画上サービスとして提供している安否確認のみの場合にはサービス提供の記録に書いていないとのことであった。

- ☞ 介護給付の適正化の観点から、提供したサービスについては、漏れなく記載してください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

5. 記録の整備に関すること

(1)【定期・夜間】随時対応サービスにおいて、オペレーターがどのような通報を受け対応の要否を判断したか記録がなかった。

- ☞ 随時対応サービスは、オペレーターが利用者の心身の状況を適切に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスを提供すべきか等を判断するものであり、通報内容に応じて通話による相談援助を行うのみの対応や医療機関への通報等を行う等の対応となることも十分に想定されるものです。そのため、提供したサービスの内容のみならず、通報内容や対応の要否の判断についても記録し、保管してください。

6. 人員に関すること

(1)【訪介】サービス提供責任者の員数は、前3月の利用者数の平均値によるが、それを容易に確認できる資料が不十分である。

- ☞ サービス提供責任者の必要な員数は、過去3か月の利用者数の平均から算出されます。適切な人員配置を行うため、毎月の利用者数、 から算出された必要なサービス提供責任者の員数について、記録・保管を行ってください。

なお、必要なサービス提供責任者の員数については、3か月に1度ではなく、毎月算出する必要があることに留意してください。

【介護給付費の算定】

【特定事業所加算・サービス提供体制強化加算】

(1) 訪問介護員等ごとの研修計画がほぼ同様の研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画となっている。又は、個別の研修計画が策定されていない者がいる。

- ☞ 全ての訪問介護員等について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定してください。この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えありません。なお、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定してください。

【特定事業所加算のみ】

(2) 緊急時等における対応可能時間が利用者に明示されていない。

- ☞ 緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行ってください。なお、文書については、重要事項説明書等にその内容を明記することをもちって足ります。

サービス提供の算定の可否について

身体介護・生活援助の区分については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成12年3月17日 老計第10号 最終改正;平成17年6月29日)」に示されていますが、事業者より特に生活援助のサービス提供の算定可否について質問が多くありましたので、質問及び下関市の回答の一部を掲載します。

- ・身体介護・・・利用者の身体に直接接触して行う介助、並びにそれに伴う準備・記録、利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス、社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づくたんの吸引等の業務

【算定できないサービス】

リハビリ、マッサージ、医行為、薬の分包・日付入れ、話相手、代筆・代読、利用者の見守り、趣味嗜好のための外出介助 等

- ・生活援助・・・身体介護以外の訪問介護であって、掃除洗濯などの日常生活の援助(利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものに限る)

【算定できないサービス】

直接本人の援助に該当しない行為(主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為)、日常生活の援助に該当しない行為(訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為)、本人不在時に行った行為

(1) 洗濯について

Q1 コインランドリーの使用は可能か？

A1 コインランドリーの使用については、自宅に洗濯機がない等の自宅で洗濯できない特段の事情がある場合を除いて認められません。

(2) 銀行での現金の振込みについて

Q1 振込みの代行は可能か？

A1 振込み額ちょうどを預かって代行することも不可としています。買物代行において金銭を預かる場合を除いて、訪問介護員等が利用者の金銭を預かることは、金銭上のトラブルを引き起こしかねないため、認められません。

なお、利用者が日常生活上必要な金銭管理のために金融機関を利用する際の介助については、外出介助として介護保険での対応が可能です。

詳細は「訪問介護員等による金銭管理について(通知)」(平成20年9月16日付下介第1392号)(資料28ページ)を確認してください。

(3) 買物について

Q1 買物同行で普段買物を行う最寄りの店舗と別の店舗に行くことが可能か？

A1 買物の援助においては、原則、居宅から最寄りの店舗で購入すべきですが、日用品の購入にあたって、居宅の最寄りではない別の店舗で購入する以外、代替方法がない場合、社会通念上、買物の援助を行うのに要する標準的な時間を超えない範囲での対応は可能と考えます。

Q2 嗜好品の買物は可能か？

A2 嗜好品の買物を介護保険サービスにて行うことは原則不可ですが、日常生活上必要な物品の買物と同時一体的に行うことができ、かつ算定時間に変化がない場合であれば、差し支えありません。

嗜好品のみの買物については算定対象外であり、確認された場合は報酬返還の対象となります。また、嗜好品中心の買物(買物の内容から嗜好品を買うことが主たる目的と判断されるもの)についても今後は避けてください。

なお、飲食物等において、嗜好品であると一概に判断できない物品については、利用者の生活の形態、その品物の必要性、及び社会通念を総合的に判断し、嗜好品に該当するかどうか判断してください。

単に利用者が過去から購入していたという理由だけでは嗜好品に当たらない理由にはなりません。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

Q3 クレジットカードや現金をチャージするカードを利用したの買物代行が可能か？

A3 クレジットカードは、本人以外が利用することはできません。
また、現金をチャージしておくカードについては、通常の買物に必要な額を大きく上回る額が入金されているような場合でなければ、ヘルパーが使用することが可能です。ただし、通常のおつり確認と同様に、買物前・買物後のチャージ残額の確認をよく行ってください。

(4) その他

Q1 宅配便や郵便物の受け取りが可能か？

(独居で自ら対応出来ない身体状況等の場合)

A1 宅配便の受け取りのみを目的にしたサービス提供は算定できません。
ただし、訪問介護員が訪問し、サービスを行っている時間帯の受け取り等まで否定するものではありません。

また、訪問介護員による開封及び郵便物の代読等は出来ませんが、整理等して置いておく程度であれば問題ありません。

サービスの提供の算定の可否については、平成26年度の集団指導《個別編》資料P7にも掲載していますのでこの機会にご一読ください。

また、医行為に該当するか否かの判断についても、資料P26～27「医行為に該当するか否かの判断にかかる取扱いについて(通知)」(平成27年11月9日付け下介第1952号)に本市における取り扱いを掲載しておりますので厚労省通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」と併せてご確認ください。

訪問介護計画の作成等にあたっての留意すべきことは？

例年実地指導で、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画を含む。以下同じ。)の未作成や必要な事項が記載されていない等の事例が多数見受けられます。

特に留意していただきたい事項及び指導内容を掲載しますので、今一度、貴事業所の訪問介護計画及び運営基準の点検をお願いいたします。

1. 訪問介護計画の(再)作成、交付について

指定訪問介護(介護予防訪問介護を含む。以下同じ。)とは、訪問介護計画に基づき行うものです。サービスを提供するにあたっては、サービス提供責任者がアセスメントを行い、訪問介護計画を作成し、利用者へ説明・交付しなければなりません。

【指摘事項】

- ・訪問介護計画を作成していない事例が多数ある。
- ・訪問介護計画の作成が確認できない事例が1件あった。
- ・作成した訪問介護計画を交付していない事例が多数ある。

【指導内容】

☞指定訪問介護とは、訪問介護計画に基づき行うものであるため、作成されていないのであれば、運営基準違反である。

また、作成していたとしても、作成した訪問介護計画については、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者へ交付しなければならないため、上記手続を行っていないのであれば、同じく運営基準違反である。

訪問介護計画は、援助の目標達成のための内容の明確化と介護給付の適正化の観点から、必ず作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者へ交付すること。また、その完結の日から2年間保存すること。

なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、サービス提供前に利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。

【指摘事項】

- ・サービス提供責任者が、指定訪問介護の内容に変更がない場合は訪問介護計画の再作成は必要ないと認識していたため、利用者の要介護(要支援)認定の更新や居宅介護(介護予防)支援事業者の変更による居宅サービス計画(介護予防サービス計画を含む。以下同じ)変更時に、訪問介護計画の再作成を行っていない事例がある。

【指導内容】

☞たとえ指定訪問介護の内容に変更がない場合であっても、居宅サービス計画の変更があった場合には、訪問介護計画の再作成を行うこと。

訪問介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成されなければなりません。

また、居宅サービス計画に変更が生じる場合には利用者の状況に変化があるため、指定訪問介護の内容に変更がなくても計画を見直す必要があります。よって、指定訪問介護の内容に変更がなくても、居宅サービス計画に変更(要介護認定の更新によるものも含む。)があれば訪問介護計画の変更を行うこととしてください。(ただし、居宅サービス計画が軽微な変更で対応された場合は、訪問介護計画も軽微な変更で対応することは可能。)結果として、1の居宅サービス計画につき1(以上)の訪問介護計画を作成することとなります。

2. ケアプランとの整合性、訪問介護計画に沿った援助の実施について

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護計画を作成しなければなりません。また、サービスは訪問介護計画に基づいて提供しなければなりません。

【指摘事項】

- ・居宅サービス計画に記載されているサービス内容との相違がある。または、居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを訪問介護計画に位置付け、提供している事例があった。
- ・同一法人が運営する有料老人ホームに入居する利用者について、事業所の人員上の都合により、居宅サービス計画に位置付けられた頻度のサービス提供を実施せず、代わりに当該有料老人ホームの従業者が当該有料老人ホームのサービスの範囲内で対応していた事例があった。
- ・実際の援助内容が訪問介護計画に位置付けられている内容と異なる事例が散見された。

【指導内容】

- ☞訪問介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合を図ること。
- ☞利用者の状態の変化等により追加サービスが必要となった場合は、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行うこと。
- ☞居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならないため、居宅サービス計画に沿った指定訪問介護の提供が困難な場合には、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じること。
なお、介護保険サービスを用いる必要性がないのであれば、居宅サービス計画そのもの見直しに係る必要な援助を行うこと。
- ☞指定訪問介護サービスは訪問介護計画に基づき提供されるものであり、報酬算定の根拠であるため、訪問介護計画に基づいてサービスを提供すること。また、変更が生じた場合は、速やかに変更し、利用者に説明、同意を得、交付すること。

3. 訪問介護計画に必要な記載事項について

現在、下関市において、訪問介護計画書に記載が必要な内容は、次のとおりです。

- ・援助の方向性や目標
- ・担当する訪問介護員等の氏名(援助に入る者全員分)
- ・提供するサービスの具体的内容
- ・提供するサービスの具体的内容毎の所要時間(「必要時」や「随時」のものについても記載すること)
- ・提供するサービスの日程
- ・当該計画の期間(介護予防訪問介護計画の場合のみ)
- ・当該計画の作成者の氏名
- ・当該計画の説明者の氏名
- ・利用者に対し、当該計画について「説明」し、「同意」を得、「交付」を行ったことが確認できる文言
- ・利用者の同意欄
- ・代筆者の続柄欄(代筆者欄を設ける場合のみ)

上記の必要事項の記載漏れの他、以下の事例も見受けられましたので、訪問介護として提供するサービスについては漏れなく当該計画に記載するように留意して下さい。

【指摘事項】

- ・訪問介護計画の内容に不十分な箇所がある。

【指導内容】

- ☞ 週2回の生活援助を位置付けている事例において、援助の内容が各曜日で異なるのであれば、曜日ごとに内容及び所要時間を記載するか、または、いずれかの曜日にしか実施しない援助内容についてその旨を記載し、各日の所要時間を正しく記載すること。
- ☞ 必要時の援助として居宅サービス計画に位置付けられた援助についても内容と所要時間を記載すること。

4. サービス提供の記録について

サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠になるため、サービス提供の記録の記載漏れ、紛失等により報酬の請求内容を証明できないと判断された場合には、過誤調整等を行う必要があります。

【指摘事項】

・サービスの提供記録の一部を同法人が保有する有料老人ホームの利用者宅で毎回記録し、1冊分使い終えるまでは事業者控も含め当該記録を利用者宅に置いているため、現在の利用者の最新分の保管がなかった。

【指導内容】

- ☞記録したサービスの提供記録の事業所控については、適正に事業所内で保管すること。サービス提供記録等の紛失等が確認された場合、過誤調整を行うこと。なお、提供した際に記録しなければならない内容は、提供日 提供サービスの内容（提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等） 保険給付の額その他必要な事項となっており、保存年限は完結の日から2年となっています。

5. その他

モニタリングの結果について、介護予防支援事業者に報告した場合は、報告したことが書面でわかるよう、報告した旨（「平成 年 月 日 FAX 送信済」等）を記載し、保管してください。なお、介護予防訪問介護において留意すべき点については以下のとおりです。

介護予防訪問介護計画にサービスの提供期間を設定すること

サービス提供責任者が介護予防支援事業者にサービス提供状況等を少なくとも月1度報告すること

上記の提供期間内に少なくとも1回計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。また、その結果を介護予防支援事業者に報告すること

【指摘事項】

- ・アセスメントを実施していない（又はその記録がない）。
- ・介護予防訪問介護利用者に対するモニタリングを実施していない。

【指導内容】

- ☞訪問介護計画の作成に当たっては利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。
- ☞介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリング（介護予防訪問介護計画の実施状況の把握）を行い、その結果を記録し、当該記録を介護予防支援事業者に報告し、報告した旨を記録しておくこと。

集合住宅減算について

集合住宅減算の要件は、以下のとおりです。

該当サービス	減算の内容	算定内容
訪問介護 訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	10%減算	<p>事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する者</p> <p>事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該事業所と建物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なもの。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。(も同じ。)</p> <p>【該当する例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と建物が渡り廊下等で繋がっている場合 ・同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合 <p>【該当しない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 算定内容は、右記記載のみ	600単位/月減算	<p>上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)</p> <p>に該当するもの以外で、建物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当する。同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。</p> <p>この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均であり、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者数の合計を、当該月の日数で除して得た値(小数点以下切り捨て)とする。</p> <p>【該当しない例】</p> <p>同一建物に、複数のサービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が点在するもの(サービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が特定の階層にまとまっているものを除く。)であって、当該建物の総戸数のうち、サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が5割に満たない場合。</p>

H27.4.1 国 Q&A のうち、市へ多く寄せられる質問を再掲します。

【Q1】月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

【A1】集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費()及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬(日割り計算が行われる場合は日割り後の額)について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費()の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【Q3】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

【A3】算定月の実績で判断することとなる。

【Q4】「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

【A4】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。)

【留意事項】

集合住宅減算とは、事業所と有料老人ホーム等の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であり、点在する外部利用者に訪問する場合に比べ、事業所と同じ建物に居住する利用者に訪問する場合には、訪問に係る交通費や移動時間等の手間が軽減されると想定されることから、単位数の一定割合(10パーセント)が減算適用となるものです。

よって、有料老人ホーム等で事業所の実質的な機能を備えたまま、同一敷地等でない場所に事業所事務所を確保し、その賃料等を事業者が負担していることを以って、当該減算の対象外となるものでありません。

訪問の拠点となる、管理者やサービス提供責任者の主たる業務が行われている事務所の所在地が有料老人ホーム等とは別の場所にある場合において、訪問に係る時間や経費等の手間が生じている場合に、減算が適用されないものであることに、十分注意してください。

監査等により後日減算対象となる事例が発覚した場合、介護報酬返還等の対象となりますので御注意ください。また、事業所が減算の対象となるかどうかについて疑義がある場合は、介護保険課事業者係へ御確認ください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【訪介】勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法について

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(29年7月分)

		サービスの種類		訪問介護・介護予防訪問介護															
		事業所名		訪問介護事業所															
職	形態	氏名	第1週						第4週						勤務時間数		常勤換算後の人数	備考	
			1日	2月	3火	4火	5水	6木	23日	24月	25火	26火	27水	28木	4週の合計時間数	週平均の勤務時間数			
管理者	B	下関 一郎		4	4	4	4	4								8	160	40	有科老人ホーム施設長兼務
サービス提供責任者 訪問介護員	A	岩国 春子		8	8	8	8	8								8	160	40	介護福祉士
訪問介護員	A	柳井 夏子						8		...	8	8	8	8	8	166	41.5	ヘルパー2級	
訪問介護員	C	山口 雪						6		...						120	30	介護福祉士	
サービス提供責任者 訪問介護員	C	周南 秋子		5	5	5	5	5		...						100	25	介護福祉士	
訪問介護員	C	下松 花子		6	6	6	6	6		...						120	30	基礎研修課程修了者	
訪問介護員	C	萩 冬子		2	2	2	2	2		...						40	10	ヘルパー2級	
勤務形態の区分			A：常勤で専従		B：常勤で兼務		C：非常勤で専従		D：非常勤で兼務										

(7)人員基準上で求められている従業者は全員記載すること。

(ウ)「4週の合計時間」又は「1ヶ月の合計時間」が明記した上で時間数を記載して下さい。

(カ)備考欄には、資格者証や兼務の関係を記載して下さい。

(イ)勤務形態については、本資料1ページも御参照ください。

(エ)常勤職員については、他の職務を兼務していなければ、合計時間に関わらず常勤換算は「1」となります。

(オ)非常勤のサービス提供責任者は、常勤の従業者の勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者に限ります。

「常勤換算後の人数」の算出方法の手順

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、時間を確認

- ・1週あたりの勤務日数 5 日
- ・1週あたりの勤務時間 40 時間

常勤職員が勤務すべき4週(又は1月)の時間数を計算する。

ここでは、4週で計算する。

$$\boxed{4} \text{ 週} \times \boxed{40} \text{ 時間} = \boxed{160} \text{ 時間}$$

非常勤職員(ここでは、勤務形態一覧表のCの4人)の勤務時間を計算する。

$$\boxed{120 + 100 + 120 + 40} = \boxed{380} \text{ 時間}$$

非常勤職員の勤務時数を常勤の時間数で割り、非常勤職員の常勤換算を算出する。

$$\boxed{380} \text{ 時間} / \boxed{160} \text{ 時間} = \boxed{2.3} \text{ (少数点第2以下切り捨て)}$$

常勤職員と非常勤職員の常勤換算を合計する。

管理者は併設の有科老人ホームの施設長のみ兼務であり、訪問介護員としての実働がないため常勤換算には含めない。

$$\boxed{1 + 1 + 2.3} = \boxed{4.3}$$

事業所において、当該月の日数の予定表及び実績表ともに作成し(ウ)や(オ)が分かるようにしておいてください。

【定期】出張所（サテライト事業所）の設置の緩和について

下関市では平成25年6月1日以降に出張所（サテライト事業所）を設置する際の要件を定めておりますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、新規事業者の参入及び既存の事業所の事業拡大の促進を図るため一部設置要件を緩和しました。

1. 出張所（サテライト事業所）とは

事業所の指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに行いますが、例外的にサービス提供の効率化や訪問エリアを拡大することで地域や利用者のニーズへの対応の充実を図るために、一体的なサービス提供の単位として主たる事業所に含めて指定され、主たる事業所の一体的管理のもとサービス提供拠点としての機能を果たすもので、以下の要件を満たす必要があります。

利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等で従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替え要員を派遣できるような体制)にあること。

苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

2. 出張所（サテライト事業所）を設置できる地域及び要件

離島振興地域
振興山村地域
特定農山村地域
過疎地域
辺地

～ の地域に該当し、かつ主たる事業所から自動車等による移動に要する時間が片道おおむね20分の範囲とする。ただし、 の地域は、移動に要する時間の要件を除く。

主たる事業所がこれらの地域に存在する必要がある、ということではありま

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

せん。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにおける例外措置(緩和による変更点)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、以下の要件に該当する場合、2の～に定める地域に関わらず、出張所(サテライト事業所)を設置することができる。

なお、主たる事業所から自動車等による移動に要する時間は、片道おおむね20分の範囲(2のの地域を除く)であること。

- ・出張所(サテライト事業所)として届け出る場所が、住宅型有料老人ホーム等の集合住宅に設置されたコール機器の対応を行う区画であり、当該集合住宅の入居者である利用者に対し、当該コール機器を用い、コール受けを行うこと。

有料老人ホームと同一建物になるため減算対象になります。

3. 事前相談

出張所(サテライト事業所)の設置申請については、人員体制や設備要件等の確認が必要ですので、設置する月の1カ月以上前に介護保険課事業者係へご相談下さい。

4. 提出部数及び提出期限

正本1部を介護保険課事業者係に提出して下さい。

なお、別途、申請者保管用として、副本1部を申請者で作成、保管しておいて下さい。

提出期限は、出張所(サテライト事業所)を設置する月の前月の15日です。

5. その他

出張所(サテライト事業所)の名称については、主たる事業所の出張所(サテライト事業所)であることを明確にして下さい。

(例) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション 出張所

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

(参考)申請に必要な様式

	様式名	留意事項
市ホームページからダウンロード	指定事項等変更届(様式第8号)・・・訪介 変更届出書(様式第2号)・・・定期・夜間	変更年月日は出張所を設置する日で原則月の初日
	事業所所在地以外の場所で事業の一部を実施する場合の記載事項 (参考様式8-1)...訪介 (付表7-2)...定期 (付表1-2)...夜間	
	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式5)...訪介 (参考様式1)...定期・夜間	事業所全体の一覧表で、どの従事者が出張所(サテライト事業所)で勤務するか明示したもの
	介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1、1-3)・・・訪介 (別紙1-3)・・・定期・夜間	出張所(サテライト事業所)に係るもの
任意様式	主たる事業所と出張所(サテライト事業所)が一体的に運用されることがわかる書類	事業所全体の組織図や連絡体制等を示したもの
	運営規程	出張所(サテライト事業所)に関する記載を盛り込んだもの
	出張所(サテライト事業所)付近の案内図又は地図	
	出張所(サテライト事業所)平面図	各室の用途を明示したもの
	出張所(サテライト事業所)の外観及び設備等の写真	

上記の申請様式は下関市ホームページよりダウンロードできます。

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス)

又は

介護保険サービス事業の申請様式等について(地域密着型サービス)

よくある質問・留意事項について

(1) 2 時間未満の間隔で行われる指定訪問介護の範囲について【訪介】

前回提供した指定訪問介護から 2 時間の間を置かず指定訪問介護を提供する
場合の取り扱いについては、以下のとおりとなっています。

前回提供した指定訪問介護からおおむね 2 時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、
それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉
用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の
留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

ここでいう「前回提供した指定訪問介護」及び「指定訪問介護」とは、どち
らも身体介護及び生活援助のみを指し、通院等乗降介助は含まれません。

したがって、通院等乗降介助と身体介護又は生活援助を 2 時間未満の間隔で
提供する場合には、それぞれの報酬を別に算定できます。（厚労省確認済）

ただし、通院等乗降介助の前後に連続して、外出に直接関連する身体介護（移
動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等）を行う場合については、特
定の場合を除き、身体介護を算定できず、通院等乗降介助を算定する必要があ
るため、通院等乗降介助に連続して提供可能な内容につき、別途報酬を算定す
る目的で間隔を空けて提供することは不適正です。

当該取り扱いの詳細については、平成 26 年度集団指導 個別編 資料 P 8
～ 10 を再度確認のうえ、適正な運営をお願いいたします。

(2) 介護職員 3 人で入浴介助を行う場合について【訪入】

介護職員 3 人で訪問入浴の提供に当たる場合は、入浴により当該利用者の身
体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医
の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。
確認に当たっては、意見書を得ることまでは求めませんが、利用者又は利用者
の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて次に
確認すべき時期についても確認してください。

なお、上記の利用者については、たとえ提供に当たる 3 人の職員のうち、看
護職員が含まれている場合であっても、95%の単位を算定することになります。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

(3) 別居親族へのサービス提供について

別居親族による訪問介護サービスの提供について、明確な規定はありませんが、介護給付の適正化の観点から、下関市においては、特段の事情がない限り、基本的に望ましくない旨を指導しています(平成27年度集団指導《個別編》資料P28～29)。各事業所におかれましては、今後とも、担当訪問介護員等の調整等適切な対応をお願いいたします。

「特段の事情」の例・・・下記2参照

別居親族によるサービス提供についての取扱い

1. 親族 に対する介護は本来当然に行われるべきものだと考えられること、また業務としての援助と親族としての援助の線引きが難しいことから、別居親族である訪問介護員が提供せざるを得ない特段の事情がない限り、当該訪問介護員による指定(介護予防)訪問介護サービスの提供は行わないようにしてください。

「親族」の範囲は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を言います。

また、遠戚であっても、日頃より頻繁に行き来がある場合は「親族」と同様とみなします。

2. 上記1の特段の事情とは、下記 又は に限ります。

利用者の認知症状等の心身状況により介護拒否がある等、当該訪問介護員でなければ必要なサービスが提供できない介助上の理由が認められる場合

周辺に対応できる事業所がなく、シフト上、当該訪問介護員が援助を行うことがやむを得ない場合等、地域性及び緊急性が認められる場合

この場合、当該利用者が上記1の特段の事情を有する状態にあるか否かは、担当の介護支援専門員等が判断してください。また、判断した理由については、サービス担当者会議の記録や居宅サービス計画に記録してください。

利用者本人が希望している、事業所内の人員不足等の都合による等の理由は認められません。

3. 上記2により特段の事情があると判断された場合においても、1カ月～数カ月程度で設定した一定期間のうちに、別の訪問介護員(当該事業所の訪問介護員を含む。)に交代するよう検討に努めてください。

4. 現在、上記 又は 以外の理由で、別居親族である訪問介護員がサービスを提供している事例がある事業所においては、速やかに見直しをお願いいたします。

(4) 早朝・夜間・深夜の訪問介護・緊急時訪問介護加算について【訪介】

平成28年度集団指導《個別編》資料P10～11で、すでに詳細な説明をしておりますが、実地指導での指摘・自主点検による過誤調整もありますので、再度御確認ください。早朝・夜間・深夜の加算については、ケアプラン又は訪問介護計画上前の位置付けが要件となっており、緊急時訪問介護加算との併算はできません。よって、緊急で早朝等時間帯にサービス提供を行った場合

は、両加算の要件を確認し、要件を満たす加算について算定してください。

(5) 自費(介護保険外)サービスの提供を行う従業者の勤務時間について

介護保険サービスとは異なる事業として自費サービスの提供を行う時間については、当該従業者が勤務する指定訪問介護事業所における勤務時間に含めることはできません。

したがって、常勤を要件とする職種の者については、原則として自費サービスの提供に従事できないことに留意してください。

ただし、下記例のように、介護保険サービスの提供時にやむを得ず自費サービスが発生するような場合に限り、勤務時間の区分を行わないことが可能です。

(例1) 訪問介護の通院介助中に介護保険適用外の時間(待ち合い時間等)が発生する場合

(例2) 夜間対応型訪問介護で随時訪問を行った際に、結果的に安否確認のみになった場合(初めから安否確認目的で訪問する場合は非該当)

なお、介護保険サービスと自費サービスを分けて提供できる内容(例:掃除+草抜き)であれば、たとえ連続してサービスを行う場合であっても、勤務時間を分ける必要があります。

区分支給限度額に余裕があり、介護保険で対応可能なサービスであった場合でも、アセスメント上サービス提供を必要としないサービス(又は回数)については、自費サービスでの対応となりますので御留意ください。

(6) 利用者に対する見守り・声掛けについて

アセスメントの上で自立と認められる動作を行う利用者に対して、声掛けや見守りを行うだけの時間は、身体介護にも生活援助にも該当しないため、算定できません。

自立生活支援の見守りの援助については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号 最終改正;平成17年6月29日老計発第0629001号)別紙の1-6「自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等」に当たるかどうか確認してください。算定にあたっては、個別具体的に判断する必要がありますので、担当のケアマネージャーと十分に連携を図ってください。

ただし、掃除については、自立生活支援の見守りの援助での算定は原則認められません。(下介第582号 平成17年7月4日)

また、例えば、利用者と一緒に手助けしながら行う調理は自立生活支援のための見守りの援助に該当し、特段の専門的配慮をもって行う調理(嚥下困難者

のための流動食等の調理)は身体介護に該当するため算定する際にはサービス提供票を含め、ケアプラン、訪問介護計画及びサービス提供記録等には身体介護として記載されることとなります。生活援助としての調理と混同しないよう、事業所内でも周知を図ってください。また、いずれが該当するかはケアマネージャーと連携を図ってください。

(7) 新規申請中・認定更新中の利用者に対するサービス提供について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に係る費用につき保険給付を受けられるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるため、サービスの提供に際しては被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる必要があります。

よって、利用申込又は利用継続希望があった場合、要介護(要支援)認定の新規申請や更新申請中のため要介護度が未確定な利用申込者又は利用者(以下、「利用者」という。)については、当該利用者の受給資格等の確認が行えないことから、自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な理由があるとしてサービス提供を行わないことが可能です。この場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の紹介その他必要な措置を行ってください。

また、認定調査の結果が要支援又は自立であった利用者に対し行ったサービスについては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護には該当しないため、認定開始日に遡って自費サービスとなります。自費利用の金額については、暫定プランで見込まれた要介護度を目安とすることが適当と思われませんが、特に定めはなく、事業所による独自の設定で構いません。ただし、利用料の対価という観点から、当該自費利用の金額と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際に受け取る利用料及び保険給付額の合計金額との間に不合理な差額が生じないようにすべきと考えます。

他サービスにおいても同様です。

訪問介護「同居家族がいる場合の生活援助の相談票」の提出中(結果が送付される前)や要介護認定中にサービス提供を行う場合は、自費利用になる可能性があることについて事前に十分な説明を行ってください。

【定期】総合マネジメント体制強化加算についての指導事項は？

総合マネジメント体制強化加算とは、市に算定の届け出をした事業所が、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師等と適切に連携するための体制構築に取り組んだ際の評価として、1月につき1,000単位を所定単位数に加算するものです。(区分支給限度基準額管理の対象外)

当該加算を算定する場合には、以下の各号のいずれにも該当している必要があります。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を日常的に行っていること。

実地指導での指摘事項

【指摘事項】

地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対する、事業所が提供可能なサービス内容等の日常的な情報提供について、営業活動しか実施していない。

【指導内容】

当該加算については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが地域に開かれたサービスとなるよう、在宅復帰に関わる施設等に対し、在宅支援手段の一つとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて周知し、地域との連携を図る体制を評価するものである。

したがって、病院、診療所等と連携を図るための日常的な情報提供等については、単なる営業活動のみでは、当該加算の趣旨に鑑み不十分であるため、当該加算の趣旨を理解の上、適切な頻度で情報提供等を行い、その取組について記録に残すこと。

なお、当該記録については、サービス提供記録や業務日誌等、既存の記録で確認出来れば差し支えない。

通知集について

(1) 月途中の要支援認定区分変更時の予防訪問介護費の算定に係る取り扱いについて

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》資料P13掲載資料の区分変更日を起算日として日割り算定を行うこととなっているが、区分変更以前(又は以後)において実績のない場合の算定方法について、疑義が生じたため、厚生労働省に確認した内容を「月途中の要支援認定区分変更における介護予防訪問介護費の算定に係る取り扱いについて(通知)」(平成29年3月27日付け下介第565号)(別紙1)において通知しているところです。内容について今一度御確認をお願いします。

(2) 医行為に該当するか否かの判断にかかる取扱いについて(通知)

サービス提供時において訪問介護員が実施する行為が医行為に該当するか否かの判断を求める質問が多く、その都度回答を行っていたため、訪問介護員が実施する行為が医行為に該当するか否かの判断を行う際の下関市における取扱いを検討し通知(平成27年11月9日付け下介第1952号)(別紙2)を发出いたしました。訪問介護員が実施する行為が医行為に該当するか否かについては、通知を確認した上で各事業所で判断をお願いします。

(3) 金銭管理について

「訪問介護員等による金銭管理について(通知)」(平成20年9月16日付け下介第1392号)(別紙3)において通知しているところですが、訪問介護員等が利用者の金銭を取り扱うことはトラブルに発展する危険性が高いことから、日常品の買い物の援助の範囲を超える現金や通帳を取り扱う援助については介護保険給付の算定対象外としています。また、日常品の買い物の援助の範囲内である場合においても、利用者に預かり証を交付する等の対応により、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意してください。

なお、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めてください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

(4) その他の通知について【平成29年6月20日現在】

その他訪問介護等サービスの提供に関連する各種通知も適宜御確認ください。

〔掲載場所は平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》P5参照〕

- ・訪問介護における掃除の算定等について(平成17年7月4日)
- ・「訪問介護における訪問介護員による散歩の同行に関する下関市ガイドライン」の送付について(平成21年6月1日)
- ・「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について(平成23年11月1日)
- ・指定(介護予防)訪問介護における院内介助の取扱いについて(平成25年9月2日)
- ・訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について
- ・同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について(平成27年1月19日)

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙1

下 介 第 5 6 5 号

平成29年3月27日

指定介護予防訪問介護事業所 管理者様

指定居宅介護支援事業所 管理者様

指定介護予防支援事業所 管理者様

下関市福祉部介護保険課長 原 虎 男

(公 印 省 略)

月途中の要支援認定区分変更における介護予防訪問介護費の
算定に係る取り扱いについて(通知)

平素は介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして疑義が生じ、厚生労働省に照会したところ、別紙のとおり回答がありました。

事業者におかれましては、本内容を御理解いただき、平成29年4月1日以降サービス提供分の介護報酬の算定より、その取扱いに遺漏のないよう、よろしく御願ひ申し上げます。

下関市福祉部介護保険課事業者係
〒750-0006
下関市南部町21-19
(下関商工会館4階)
TEL: 083-231-1371
FAX: 083-231-2743

月途中で要支援度が変更となり、当該変更後サービス利用の実績がない場合の算定方法

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、6 P.13 掲載資料参考

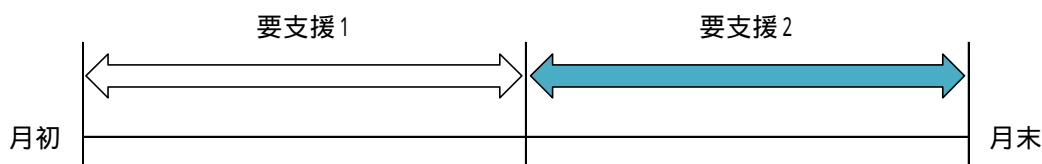
月途中で区分変更（要支援1 要支援2）があった場合の報酬について

参考

- ・介護予防訪問介護については、月額定額報酬であり、月途中のサービス開始（終了）であっても、日割り計算は行わない。
- ・ただし、国事務連絡において規定する一定の事由に該当する場合には、日割り算定を行う。
- ・日割り算定の事由の一つに、月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単位数を算定する。

以下の事例について

【事例】月の途中で要支援1 要支援2に認定区分が変更となった場合（要支援2のみ実績あり）



【算定方法】(平成29年3月14日厚生労働省確認済)

要支援度に変更となった日を起算日として、要支援2についてのみ日割り算定をし、実績のなかった要支援1については算定しない。

【主旨】

要支援区分の変更となる前（後）のサービス利用の実績がない場合において、区分変更日を起算日として、実績のあった要支援区分にかかる日割り算定をし、実績がなかった要支援区分の報酬は算定しない。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
(訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙2

下介第1952号
平成27年11月9日

各指定(介護予防)訪問介護事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
各指定夜間対応型訪問介護事業所
各指定介護予防支援事業所

} 管理者様

下関市福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公印省略)

医行為に該当するか否かの判断にかかる取扱いについて(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適正な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市においては、厚生労働省に対する照会結果に基づき、カテーテルを留置している利用者の蓄尿バッグ内の尿の破棄については、細菌が発生し感染に至る可能性が高いことから、医師、看護師等の免許を有しない者が行うことは望ましくないと判断し、訪問介護による実施は不可能であると指導しているところです。

しかしながら、このたび、厚生労働省に対し再度照会を行ったところ、当該行為については、医行為と判断される可能性が高く、訪問介護員による実施は望ましくないものの、主治の医師により、利用者の病状が安定しており、専門的な管理が必要ないと判断されている場合であれば、個別判断により、医師、看護師等の免許を有しない者による対応も可能であるとの回答を得ました。

訪問介護員が実施する行為が医行為に該当するか否かの判断につきましては、これまで個別の問い合わせに対してその都度検討し、回答してまいりましたが、上記回答を基に検討した結果、その取扱いについては別紙のとおり整理することといたしましたので、お知らせいたします。

事業者の皆様におかれましては、別紙内容をご確認の上、適正に御対応いただきますようお願い申し上げます。

介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取扱いいたします。

下関市福祉部介護保険課事業者係
〒750-0006
下関市南部町21-19
(下関商工会館4階)
TEL: 083-231-1371
FAX: 083-231-2743

平成27年11月9日
下関市福祉部介護保険課

医行為に該当するか否かの判断にかかる取扱いについて(通知)

下関市において、訪問介護員が実施する行為が医行為に該当しないと判断される場合については、以下のいずれかのとおりです。

(1)「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」
(平成17年7月28日 老振発第0728001号)において、原則として医行為ではないと
考えられる行為として挙げられている場合

〔(1)における留意事項〕

- ・上記通知のとおり、利用者の容態により医行為と判断される場合がある。

(2)利用者の病状が安定しており、専門的な管理が必要ないことから、主治の医師により、医行為ではないと判断されている場合

〔(2)における留意事項〕

- ・安全性の観点から、医師、看護師等の免許を有する者による対応の可能性を十分検討すること。
- ・主治の医師による指示を受けた場合であっても、明らかに医行為であるとみなされる行為(注射等)及び専門的な判断や技術を要する行為の実施はできないこと。
- ・主治の医師により医行為に該当しないと判断された行為を実施する場合についても、実施する訪問介護員に対し、一定の研修や訓練が行われるよう努めること。
- ・利用者の容態その他必要な情報の共有につき、主治の医師と緊密な連携を図ること。
- ・主治の医師による判断について、介護支援専門員は支援経過記録等にその内容を記録すること。
- ・主治の医師により医行為に該当しないと判断された行為を実施するに当たり、主治の医師や看護師等から受けた指示について、訪問介護事業者は訪問介護計画やその手順書等にその内容を記録すること。
- ・主治の医師により医行為に該当しないと判断された行為については、身体介護として所要時間の算定を行うこと。

主治の医師により医行為に該当しないと判断された行為を訪問介護事業者が実施する場合、事故が発生した場合の取扱い及び責任の所在について、事前に明確にした上で、利用者及びその家族等に十分な説明を行ってください。

なお、当該通知は、主治の医師により医行為に該当しないと判断された行為を訪問介護事業者が実施することを強制するものではありません。

介護予防訪問介護事業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、夜間対応型訪問介護事業者についても同様に取扱いします。

別紙3

下 介 第 1 3 9 2 号
平成20年9月16日

各指定訪問介護事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長

訪問介護員等による金銭管理について(通知)

平素から本市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、従前より、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により対応していただくようお願いしておりますが、このところ、訪問介護員等が金銭管理を行うことに起因しトラブルが発生した事案が多数報告されております。

つきましては、各事業所においてサービス利用者の信頼を裏切ることのないよう、下記の点に十分留意し適正な事業運営を図ってください。

記

- 1 管理者等は、訪問介護サービスが利用者等の信頼の上に成り立っていること、また介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、金銭トラブルが生じないように適時、的確な相談や指導を行うこと。
- 2 訪問介護サービスの大部分は高齢者の居宅で単独の訪問介護員によって提供されるものであることから、不要な金銭管理を行うことによって、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意すること。
- 3 訪問介護サービスとして行うことのできる日常品等の買い物の援助は、食料品など、利用者が日常生活を送る上で必要な範囲に限られており、その範囲を超える現金や通帳を預かることはできないものであること。
- 4 金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めること。なお詳細については、市、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会に相談すること。

【問い合わせ先】

〒750-8521 下関市南部町1-1
下関市福祉部介護保険課 給付係
担当：東矢、藤井
TEL 083-231-1371

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請の手続きについて

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のサービス提供に当たっては、次の表のように指定事業所の指定申請の手続きが必要です。

区 分	総合事業指定申請の必要性(平成30年度当初から事業を開始する場合)	
	訪問型サービス 予防給付型 通所型サービス 予防給付型	訪問型サービス 生活維持型 通所型サービス 生活維持型、運動特化型 短時間運動特化型、短期集中型
みなし指定事業者 (平成27年3月31日までに指定を受けた事業者)	H30.2.28までに更新申請 (H30.3.31までのみなし指定の更新)	新規申請(随時)
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者	新規申請(随時)	新規申請(随時)

介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業所の指定をいう。

1 指定申請の手続きについて

新規申請にあたり次の書類の提出が必要です。(更新の申請の場合も同様です。)

1. 下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所(指定・指定の更新)申請書(様式第1号)及びそれぞれの事業に応じた付表
2. 申請に係る事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
3. 従業者の勤務の体制及び勤務形態
4. 誓約書
5. 定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
6. 付近の案内図又は地図
7. 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示すること。)並びに設備の概要
8. 管理者の経歴を記載した書類
9. 運営規程
10. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
11. 申請に係る事業に係る資産の状況
12. 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
13. 事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点の名称及び所在地を記載した書類
14. 事業所の外観及び指定基準の要件となっている設備等の写真

みなし指定事業者は、有効期限が平成30年3月31日までのみなし指定の更新が必要になります。

平成30年2月28日までに更新申請してください。

なお、指定の更新申請にあたり、届出事項に変更がないときは書類の省略が可能となります。

この場合は、次の書類をご提出ください。

1. 下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所(指定・指定の更新)申請書(様式1号)及びそれぞれの事業に応じた付表
2. 申請に係る事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
3. 従業者の勤務の体制及び勤務形態
4. 誓約書

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

2 申請窓口等について

下関市における総合事業に係る事業者指定は、下関市が行います。

申請窓口は、長寿支援課支援係です。なお、指定居宅サービス事業者等が同一の事業所で一体的に運営するものとして、当該指定居宅サービス事業者等の指定(指定の更新)の申請と総合事業の指定事業者の指定(指定の更新)の申請を同時に行う場合は、これらの申請書類を、併せて介護保険課事業者係に提出してください。

【参考】平成30年度の指定申請窓口

提供するサービス		必要な事業者指定	申請(提出)窓口
介護給付	訪問(通所)介護等	指定居宅サービス事業者等の指定	介護保険課事業者係
総合事業	予防給付型等	総合事業の指定事業者の指定	長寿支援課支援係
介護給付+ 総合事業(一体的運営)		の場合で 総合事業のみ申請 (の指定は受けているとき)	長寿支援課支援係
介護給付+ 総合事業(一体的運営)		の場合で同時申請するとき	介護保険課事業者係

これらの指定申請書の提出期限は、介護保険サービス事業者の指定申請と同様、指定予定月の前々月末日となります。

3 手数料について

みなし指定事業者は、今回の指定の更新にあたる手数料は不要です。

総合事業の指定事業者の指定に関し、同一の事業所において一体的に運営する指定居宅サービス事業者等の指定(指定の更新)の申請と同時に総合事業の指定事業者の指定(指定の更新)の申請をする場合を除き、手数料が必要となります。指定居宅サービス事業者等の指定の更新の際に、総合事業の指定有効期間の短縮の申出を行なうことで、同時申請とすることについて、ご検討いただきますようお願いいたします。

4 指定申請書の作成について

下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者(指定・指定の更新)申請書(様式第1号)及びそれぞれの事業に応じた付表の作成上の注意点について、次頁から各表にまとめましたので、申請書の作成の際はご注意ください。

資料の問合せ先：下関市南部町1番1号 下関市福祉部長寿支援課 支援係(新館2階2番窓口)
 TEL：083-231-1340 FAX：083-231-1948

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者(指定・指定の更新)申請書

(宛先)下関市長

新規申請の場合は45の5第1項
 更新申請の場合は45の6第4項
 において…にご記入ください。

申請者 郵便番号
 主たる事務所の所在地
 ふりがな 名称
 代表者の氏名
 電話 ()
 F A X ()

代表者の氏名は法人の代表者をご記入ください。
 また印鑑は法人の代表者印を押印してください。

次のとおり第1号事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の
 指定 指定の更新 を
 受けること、介護保険法第115条の45の5第1項
 介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項
 の規定により、関係書類を添えて申請します。

代表者	住所	代表者の住所・職・氏名は役員名簿などに記載する住所・職・氏名をご記入ください。			
	ふりがな 職・氏名	生年月日	年	月 日	
事業所	所在地	実際に第1号訪問事業及び通所事業を実施する事業所の所在地・名称をご記入ください。			
	ふりがな 名称	電話 ()	FAX ()		
指定を受けようとする事業	指定(更新)を受けようとする事業の種類		実施事業	事業開始予定年月日	直近の指定年月日
	第1号事業	第1号訪問事業(訪問型サービス)	予防給付型	年 月 日	年 月 日
			生活維持型	年 月 日	年 月 日
	第1号通所事業(通所型サービス)	第1号通所事業(通所型サービス)	予防給付型	H30年 4月 1日	年 月 日
			生活維持型	年 月 日	年 月 日
			運動特化型	事業所番号をご記入ください。(介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同一の番号)	日
			短時間運動特	(介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同一の番号)	日
		短期集中型	(介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同一の番号)	日	年 月 日
	第1号事業の介護保険事業所番号	第1号事業の介護保険事業所番号は記入不要です。	日	年 月 日	実施事業にご記入ください。また事業開始予定年月日をご記入ください。直近の指定年月日は平成30年の申請時点では記入不要です。
指定を受けようとする事業	同一所在地において一体的に行う事業の種類		実施事業	事業開始予定年月日	直近の指定年月日
	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 介護予防サービス事業	訪問介護		年 月 日	H27年 4月 1日
		通所介護		年 月 日	年 月 日
		地域密着型通	事業所番号をご記入ください。(訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護のうち指定を受けているもの)	日	年 月 日
		介護予防訪問		日	年 月 日
		介護予防通所		日	年 月 日
	介護保険事業所番号	市名			実施事業にご記入ください。また直近の指定年月日をご記入ください。事業開始予定年月日は新規申請以外は記入不要です。

注1 「代表者」欄は、指定を受けようとする法人の代表者の職氏名、生年月日及び住所を記入すること。
 2 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものに を記入すること。
 3 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合に記入すること。
 4 訪問型サービスの指定を受けようとするときは付表1を、通所型サービスの指定を受けようとするときは付表2を添付すること。
 5 他の市町村で指定事業者の指定を受けている場合は、当該指定書の写しを添付すること。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

付表1

訪問型サービスの指定事業所の指定(更新)に係る記載事項

事業所の名称						
指定を受けようとする事業の種類		第1号訪問事業(訪問型サービス) ()				
管理者	住所	管理者の経歴書に記載する内容と同一の内容をご記入ください。				
	ふりがな氏名	また訪問介護員等兼務する職種がある場合はご記入ください。		生年月日	年月日	
	兼務の概要	申請に係る事業所で兼務する場合	兼務する職種			
		同一敷地内の他の事業所等で兼務する場合	事業所等の名称			
責任者	住所	訪問管理責任者の住所・氏名をご記入ください。責任者が複数居る場合は人数分ご記入ください。				
	ふりがな氏名			生年月日	年月日	
	住所					
	ふりがな氏名			生年月日	年月日	
利用者の推定数	利用者の推定数をご記入ください。(予定人数でご記入ください) 人					
従業者の員数	職種	常勤		非常勤		常勤換算後の員数
		専従	兼務	専従	兼務	
	訪問介護員等	人	人	人	人	従業者の員数は勤務体制表と同一の内容をご記入ください。
従事者	人	人	人	人		
主な揭示事項	営業日					
	営業時間	平日	~			~
		備考				
	利用料	法定代理受領分(1割・2割負担分)				
		法定代理受領分以外				
その他の費用						
通常の実業実施地域	交通費(実施地域以外)をご記入ください。 下関市全域など実施地域をご記入ください。					

- 注1 この付表は、指定を受けようとする事業の種類ごとに作成すること。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。
 3 「兼務の概要」欄は、管理者が兼務する場合にのみ記入すること。
 4 「責任者」欄は、サービス事業責任者又は訪問事業責任者の住所、氏名、生年月日を記入すること。
 5 指定の更新の申請の場合において、「利用者の推定数」欄は、前3月の平均利用者数を記入すること。
 6 「主な揭示事項」欄については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付してもよいこと。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

付表2

通所型サービスの指定事業所の指定(更新)に係る記載事項

事業所の名称					
指定を受けようとする事業の種類		第1号通所事業(通所型サービス) ()			
管理者	住所	管理者の経歴書に記載する内容と同一の内容をご記入ください。			
	ふりがな氏名	また機能訓練指導員等兼務する職種がある場合はご記入ください。		生年月日	年 月 日
	兼務の概要	申請に係る事業所で兼務する場合	兼務する職種		
		同一敷地内の他の事業所等で兼務する場合	事業所等の名称		
			兼務する職種		
事業の実施単位数	単位	単位ごとの定員	1単位目	人	
			2単位目		
			3単位目	人	
従業者の員数	職 種	常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
	生活相談員	人	人	人	人
	看護職員	人	人	人	人
	介護職員又は従事者	人	人	人	人
機能訓練指導員等	人	人	人	人	
食堂及び機能訓練室の合計面積又はサービスを提供するために必要な場所の面積			m ²		
主な 掲 示 事 項	営業日	付表2別紙の単位ごとの営業日による。			
	営業時間	付表2別紙の単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く。)による。 (: ~ : : ~ : ~ :)			
	利用定員	人 (単位ごとの定員: 人 人 人)			
	利 用 料	法定代理受領分(1割・2割負担分)			
		法定代理受領分以外			
	その他の費用				
通常の事業実施地域					

事業の種類(予防給付型・生活維持型等)をご記入ください。

事業の実施単位数をご記入ください。また単位ごとの定員をご記入ください。

従業者の員数は勤務体制表と同一の内容をご記入ください。

食費・オムツ代等をご記入ください。

下関市全域など実施地域をご記入ください。

- 注1 この付表及び付表別紙は、指定を受けようとする事業の種類ごとに作成すること。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を設けて記載、又は別葉に記載した書類を添付すること。
 3 「兼務の概要」欄は、管理者が兼務する場合にのみ記入すること。
 4 従業者の員数は、合計数を記入すること。
 5 「主な揭示事項」欄については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付してもよいこと。
 6 当該通所型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該通所型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出すること。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

付表2別紙

通所型サービスの指定事業者の指定(更新)に係る記載事項

実施単位が2単位以上の場合に
 ご記入ください。

事業所の名称						
単位目	単位ごとの従業者の員数	職 種	常 勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
		生活相談員	人	人	人	人
		看護職員	人	人	人	人
		介護職員又は従事者	人	人	人	人
	機能訓練指導員等	人	人	人	人	
食堂及び機能訓練室の合計面積又はサービスを提供するために必要な場所の面積					m ²	
単位ごとの営業日						
単位ごとのサービス提供時間 (送迎時間を除く。)		: ~ :				
単位ごとの定員		人				
単位目	単位ごとの従業者の員数	職 種	常 勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
		生活相談員	人	人	人	人
		看護職員	人	人	人	人
		介護職員又は従事者	人	人	人	人
	機能訓練指導員等	人	人	人	人	
食堂及び機能訓練室の合計面積又はサービスを提供するために必要な場所の面積					m ²	
単位ごとの営業日						
単位ごとのサービス提供時間 (送迎時間を除く。)		: ~ :				
単位ごとの定員		人				
単位目	単位ごとの従業者の員数	職 種	常 勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
		生活相談員	人	人	人	人
		看護職員	人	人	人	人
		介護職員又は従事者	人	人	人	人
	機能訓練指導員等	人	人	人	人	
食堂及び機能訓練室の合計面積又はサービスを提供するために必要な場所の面積					m ²	
単位ごとの営業日						
単位ごとのサービス提供時間 (送迎時間を除く。)		: ~ :				
単位ごとの定員		人				

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3、7
 (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

付表3

第1号事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

事業所所在地以外の場所で一部実施する場合にご記入ください。

事業所	所在地			
	ふりがな 名称	電話() FAX()		
主な 掲 示 事 項	営業日			
	営業時間			
	利用定員			
	利用料	法定代理受領分(1割・2割負担分)		
		法定代理受領分以外		
	その他の費用			
通常の事業実施地域				

- 注1 この付表は、指定を受けようとする事業の種類ごとに作成すること。
 2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載した書類を添付すること。
 3 「主な掲示事項」欄については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付してもよいこと。
 4 「利用定員」欄は、通所型サービスを提供する場合に記入すること。